

人間環境大学経済支援給付奨学金規程

(趣旨)

第1条 この経済支援給付奨学金（以下「本奨学金」という）は、人間環境大学に在籍する学部学生のうち、一定の学業基準を満たしているにもかかわらず、経済上の理由により修学が困難な者を支援することを目的とする。

(給付額および採用人数)

第2条 本奨学金の給付額は、当該年度の授業料の2分の1以内とする。

2 採用人数は各学部において若干名とする。

(給付期間)

第3条 本奨学金は、毎年選考を行い、継続して選考された場合は4年次に達する年度をもって給付を終了する。

(募集)

第4条 毎年度2月までに募集要項および出願書式を定め公示する。

(出願資格および選考方法)

第5条 出願資格および選考方法は別に定める。

(給付方法)

第6条 本奨学金は、授業料・教育充実費・施設設備費の総額から控除した金額を請求する方法により給付する。

2 前項の控除額は前後期において給付額の2分の1ずつとする。

3 控除額に端数が生じた場合、10の位以下の切上げにて調整する。

(他の奨学金との併給)

第7条 本奨学金は、他の授業料減免（高等教育の修学支援新制度は除く）、奨学金等（日本学生支援機構等における外部奨学金を除く）との併給をすることはできない。

(休学時の取扱い)

第8条 受給者が休学したときは給付を終了する。

(取り消し)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、以降の給付または給付の決定を取り消すことがある。

(1) 退学または除籍となったとき。

- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 出願書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(返還)

第 10 条 納付または給付の決定を取り消された者に対し、既に納付した本奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

2 前項により本奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して 2 週間以内に請求額を一括して返還しなければならない。

(事務)

第 11 条 本奨学金の事務は学生支援課により行う。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、理事長が決定する。

附則 この規程は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。